

「知的財産推進計画2018」等で示されている今後の検討課題

「知的財産推進計画2018」（平成30年6月12日知的財産戦略本部）や「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）、「未来投資戦略2018」（平成30年6月15日閣議決定）、「文化芸術推進基本計画（第1期）」（平成30年3月6日閣議決定）の中では、以下のとおり、著作権関連の課題が示されている。

知的財産戦略ビジョン～「価値デザイン社会」を目指して～

（平成30年6月12日知的財産戦略本部）

第5. 将来の「仕組み」に向けて今後の検討が必要な課題

2. 具体的なシステムの例

（2）技術・データ・コンテンツ等知的資産（人を含む）の柔軟な交流や共有を促し、価値を拡大する仕組みの構築

③ 次世代のコンテンツ創造・活用システムの構築【中・長期】

我が国の文化の一側面とも言える価値ある正規のコンテンツが素早く、幅広く配信され、適正な対価が関係者に還元されるよう、ブロックチェーン技術等の活用によって権利管理や利益配分の自動化・簡略化を進め、制作・活用の両方の局面におけるコラボレーションの活性化、新たな資金調達手法の構築、さらには二次利用市場の拡大等を円滑化しつつ、海賊版を根絶するような仕組みを構築する。あわせて、AIの利用による生産性の向上、新たな創作表現の実現、マーケティングや翻訳等ローカライズの円滑化などを促す。

一方で、新たな才能を生み出す場でもあるユーザー・ジェネレイテッド・コンテンツ（UGC）については健全性を担保するためのアーキテクチャーの導入や紛争処理の仕組みを検討する。

- ブロックチェーン技術等の活用により、コンテンツを「つくる」、「とどける」、「いかす」の全体が適切に循環し、それぞれの参加者が持続的に適正な便益を享受できるよう、権利の管理と円滑な利用・利益配分システムの構築を促進する。
- リーチサイト等を通じた侵害コンテンツへの誘導行為について法的措置が可能であることの明確化や、サイトブロッキングの法的根拠の明確化等、悪質な海賊版サイトへの多層的かつ実効性のある対抗手段の導入に取り組む。

2. 「知的財産推進計画2018」重点事項

（2）挑戦・創造活動を促す

④ 模倣品・海賊版対策

（現状と課題）

2017年は、国境を越えて先鋭化・巧妙化する知財侵害の猛威を再認識させられた年であった。具体的には、上半期には、極めて悪質な巨大侵害コンテンツ配信サイトが問題となり、下半期には、リーチサイトの運営者が自ら海賊版コンテンツの配信も行っていたとして逮捕されたり、マンガ等を発売日前にウェブサイト公開する、いわゆる「ネタバレサイト」の運営者が逮捕されたりするなど、昨今のインターネット上の海賊版関連サイトに関する悪質性、被害拡大が印象付けられる報道が目立った。それ以降も、運営管理者の特定が非常に困難であり、侵害コンテンツの削除要請すらできない海賊版サイトが出現・確認され、多くのインターネットユーザーのアクセスが集中する中、順調に拡大しつつあった電子コミック市場の売り上げが激減するなど、著作権者等の権利が著しく損なわれる事態も生じている。

このような情勢の中、「知的財産推進計画2017」において、インターネット上で流通する模倣品・海賊版対策を掲げてきたが、急激に拡大する権利侵害を食い止めるため、本年4月13日に、知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議において緊急対策が決定されたところである。

本年度においては、引き続き厳正な取締りを実施していくとともに、模倣品・海賊版対策の進め方について、民間の取組みを支援しつつ、政府一体となって改めて検討を強化していく必要がある。それにより、現在横行している悪質な侵害に対して歯止めを掛け、加えて、先見性を持って対策を講じていくことを検討することにより、製造産業やコンテンツ産業等における将来の被害を極小化させることが期待される。

（施策の方向性）

- ・インターネット上で流通する模倣品・海賊版対策について、有識者及び関係府省における検討の場を設け、各権利者、関係事業者等とも連携しつつ、正規版等の流通の在り方を含む模倣品・海賊版対策について、その実態や官民の取組状況を共有するとともに、サイトブロッキングに係る法制度整備や抜本的な模倣品・海賊版対策に係る論点の検討等を含めた、今後の対策の在り方や方向性を総合的に検討する。（短期、中期）
（内閣府、警察庁、総務省、財務省、文部科学省、経済産業省、関係府省）
- ・リーチサイト等を通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応に関して、権利保護と表現の自由のバランスに留意しつつ、関係者の意見を十分に踏まえ検討を行い、速やかな法案提出に向けて、必要な措置を講じる。（短期）（文部科学省）
- ・知財に関する教材の充実の観点から、海賊版対策を含めた著作権教育に資する教材等の在り方を検討した上で、教材等の開発・普及を行う。（短期、中期）（文部科学省）
- ・模倣品・海賊版を購入しないことはもとより、特に、侵害コンテンツについては、視聴者は無意識にそれを視聴し侵害者に利益をもたらすことから、侵害コンテンツを含む模倣品・海賊版を容認しないということが国民の規範意識に根差すよう、各省庁、関係機

関が一体となった啓発活動を推進する。

(短期、中期) (警察庁、消費者庁、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省)

経済財政運営と改革の基本方針2018 (平成30年6月15日閣議決定)

第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

5. 重要課題への取組

(4) 分野別の対応

③ 文化芸術立国の実現

「文化芸術推進基本計画」や「文化経済戦略」に基づき、2020年までを文化政策推進重点期間と位置づけ、文化による国家ブランド戦略の構築や稼ぐ文化への展開、文化芸術産業の育成などにより文化産業の経済規模(文化GDP)の拡大を図るとともに、文化財の高精細レプリカやVR作成など文化分野における民間資金・先端技術の活用を推進する。また、子供や障害者等の文化芸術活動の推進や、国立文化施設の機能強化を図るとともに、文化財を防衛する観点を踏まえ、文化財の適切な周期での修理や、保存・活用・継承等に取り組む。さらに、京都への全面的な移転に向け、文化庁の機能強化等を着実に進める。映画のロケ誘致やアート市場の活性化に向けた検討などを進めるとともに、文化プログラムの全国展開、日本遺産の認定・活用や国際博物館会議(ICOM)京都大会2019の開催等を通じて日本文化の魅力や日本の美を国内外に発信する。

文化資源について、各分野のデジタルアーカイブ化を進めるとともに、内外の利用者が活用しやすい統合ポータル構築を推進する。また、インターネット上の海賊版サイトに対して、あらゆる手段の対策を強化する。また、我が国の誇るマンガ、アニメ及びゲーム等のメディア芸術の情報拠点等の整備について指定法人による取組を促進する。

コンテンツや衣食住を含む日本固有の魅力を創造して、発信し、商品・サービスの海外展開やインバウンド消費の拡大を図るクールジャパン戦略を深化させ、地域プロデューサー人材の育成や国内外拠点の活用などを進めるとともに、国民が適正な対価で興行・イベント等を享受できる環境を整備する。

国立公文書館について、新たな施設の建設に向けて取り組み、その機能を充実させる。

第2 具体的施策

Ⅱ. 経済構造革新への基盤づくり

[1] データ駆動型社会の共通インフラの整備

4. 知的財産・標準化戦略

(3) 新たに講ずべき具体的施策

- ・著作権法における柔軟性のある権利制限規定の整備を踏まえ、法の適切な運用環境を整備するため、ガイドラインの策定、著作権に関する普及・啓発及びライセンシング環境の整備促進などの必要な措置を講ずる。
- ・「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策」（平成30年4月13日知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議決定）を踏まえ、正規版流通の拡大のほか、サイトブロッキングに係るものを含め、必要な法整備の在り方や国民への著作権教育を含む方策について検討する。

第2 今後の文化芸術政策の目指すべき姿

目標1 文化芸術の創造・発展・継承と教育

文化芸術の創造・発展，次世代への継承が確実に行われ，全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供されている。

- 著作権者の権利及びこれに隣接する権利（以下「著作権等」という。）は，思想又は感情の創作的な表現物である著作物等の〈創作—流通—利用〉のサイクルの維持・発展を担う法的なインフラとして，文化芸術の振興の基盤を成すものである。また，著作物等の情報を活用する産業，教育，福祉，観光など，文化芸術政策との連携が求められる様々な政策分野に係る施策を推進していく上でも重要な役割を担うものである。
また，今日の情報通信技術の発達に伴い著作物等の創作・流通・利用をめぐる環境の急激な変化を踏まえ，著作権制度の整備，著作物等の適正な流通環境の整備，著作権に関する教育や普及啓発の充実，著作権侵害対策の強化等の施策を総合的に展開していくことにより，社会の要請に迅速かつ的確に応えていく必要がある。さらに，これらの施策を国際文化交流・協力の観点からも推進していくことが求められる。

目標2 創造的で活力ある社会

文化芸術に効果的な投資が行われ，イノベーションが生まれるとともに，文化芸術の国際交流・発信を通じて国家ブランドの形成に貢献し，創造的で活力ある社会が形成されている。

- 著作権等は，文化芸術関連産業をはじめ著作物等が活用される情報関連産業と密接な関係を有しており，それらの産業の振興を図りイノベーションを促進していく上で，著作権制度や著作物等の流通環境の整備は重要な役割を果たすものである。また，文化芸術によるイノベーションを実現する上で，文化芸術関連産業・市場（マーケット）の育成や，先述（目標1参照）のとおり文化芸術の創造，発展，継承の基盤を整えることが重要であり，公正な利用に留意しつつ，著作権等の保護を図っていくことが求められている。

目標3 心豊かで多様性のある社会

あらゆる人々が文化芸術を通して社会に参画し相互理解が広がり，多様な価値観が尊重され，心豊かな社会が形成されている。

- 著作権制度は，著作物等の創作，流通，利用のサイクルの持続的発展の基盤となるものである。著作権関係施策を適切に講じていくことは，いずれも，国民が著作物等を適切に享受できる機会を確保することにつながるものであり，文化芸術の多様な価値観の形成と地域における包摂的環境の推進に資するものである。

第3 今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性等

- 上記の四つの目標（「今後の文化芸術政策の目指すべき姿」）を中長期的に実現するため、第1期文化芸術推進基本計画の期間中（平成30～34年度（2018～2022年度）の5年間）においては、国際的な動向も勘案しつつ平成32年（2020年）及びそれ以降の遺産（レガシー）を意識して、六つの戦略（「今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性」）を定めることとし、国家戦略としての文化芸術政策を強力に推し進める。
- また、文化芸術基本法に基づく基本計画の効果的かつ着実な推進を図るため、「今後5年間に講ずべき文化芸術に関する基本的な施策」を定めることとし、関係省庁の関連施策や文化芸術基本法において基本的な施策に例示として追加された事項を含めて盛り込む。
- なお、各施策については、厳しい財政事情に照らして、既存施策の不断の見直し、効率化や重複施策の統合を進めること等により重点化を図りつつ、最大限の効果を上げる必要がある。

戦略1 文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実

文化芸術の創造と発展を図り、我が国の優れた文化芸術を次世代へ確実に継承するとともに、豊かな文化芸術教育の充実を図る。

- 著作権等については、先述（目標1参照）の著作権制度の意義や政策推進の方向性を踏まえ、権利保護と公正な利用のバランスを取りながら施策を展開していく。その際、近年、社会のデジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、著作物等の創作、流通、利用をめぐる環境が大きく変化し、これらの行為に関わる者の裾野も広がっていると同時に、これらの行為は国境を越えて行われるようになっていくことを踏まえ、国際的な視点に留意しつつ、社会の変化に応じ著作権の保護と著作物等の利活用の在り方を見直すとともに、必要な制度等の整備を行う。
また、国民の著作権に関する知識の普及と意識の向上を図るとともに、学校等における著作権教育の充実を図る。

戦略3 国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献

2020年東京大会を契機に、国内外で多彩な文化プログラムが展開され、国際文化交流・協力を推進するとともに、日本の文化を戦略的かつ積極的に発信し、文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献を図る。

- 著作権等については、著作権侵害発生国政府機関や関係機関との協力等により、開発途上国の著作権制度整備に貢献するほか、海外において、著作権に関する普及啓発、著作権侵害対策を講ずるとともに、正規版コンテンツの流通を促進していく。

戦略4 多様な価値観の形成と包摂的環境の推進による社会的価値の醸成

文化芸術活動に触れられる機会を、子供から高齢者まで、障害者や在留外国人などが生涯を通じて、あらゆる地域で容易に享受できる環境を整えるよう促すとともに、地域における多様な文化芸術を振興するなど、文化による多様な価値観の形成と地域の包摂的環境の推進による文化芸術の社会的価値の醸成を図る。

- 先述（目標3参照）のとおり、著作権制度は、文化芸術の多様な価値観の形成と地域における包摂的環境の推進に資するものである。特に著作物等の適正な利用機会の増進に貢献する公共的な性格を有する事業等における著作物等利用の円滑化を図ることによって、これを一層推進する。

第4 今後5年間に講ずべき文化芸術に関する基本的な施策

1 戦略1関連

- 海外における我が国の著作物等の海賊版の流通を防止・撲滅し、文化的創作活動や国際文化交流を推進するため、世界知的所有権機関（WIPO）と協同した著作権等制度整備支援に係る取組のほか、侵害発生国等への働き掛け、侵害発生国・地域における著作権処理団体の育成及び海賊版取締りの強化の支援、権利者による権利行使支援、侵害発生国・地域における著作権普及啓発、官民連携の強化、諸外国との連携の強化等を行う。また、深刻化するインターネット上で行われる国境を越えた著作権侵害等に対応するための制度整備等の方策について検討を行い、必要な措置を講ずる。【戦略1，3】
- 世界知的所有権機関（WIPO）における著作権等関連条約の策定に向けた議論及び各国との経済連携協定交渉等に積極的に参画することを通じて、著作権制度の国際的調和を図る。【戦略1】
- 著作権等の保護と著作物等の適正な流通の促進を図るための著作権制度や流通環境の整備に資するため、国内外の法制度やその運用動向、国内における著作物等の利用のニーズや流通実態等、及びこれらを踏まえた制度や流通整備の在り方について、情報収集するとともに、調査研究を実施する。【戦略1】

3 戦略3関連

- 海外における我が国の著作物等の海賊版の流通を防止・撲滅し、文化的創作活動や国際文化交流を推進するため、世界知的所有権機関（WIPO）と協同した著作権等制度整備支援に係る取組のほか、侵害発生国等への働き掛け、侵害発生国・地域における著作権処理団体の育成及び海賊版取締りの強化の支援、権利者による権利行使支援、侵害発生国・地域における著作権普及啓発、官民連携の強化、諸外国との連携の強化等を行う。また、深刻化するインターネット上で行われる国境を越えた著作権侵害等に対応するための制度整備等の方策について検討を行い、必要な措置を講ずる。【戦略1，3】

4 戦略4 関連

著作権等の適切な保護とのバランスに留意しつつ、障害者等の情報アクセス機会の充実、図書館等の社会教育施設や学校における著作物等利用環境の充実など、公益的な観点からの著作物等の適正な利用を促進するための課題について、ニーズを踏まえて検討を行い、必要な措置を講ずる。【戦略4】